

隋唐帝國形成史論

谷川 道雄 著

昭和四十六年十月 東京 筑摩書房
A5判 三六四頁

本書の内容を一覽するに便利なように最初にその目次を掲げる。

序説 隋唐帝國の本源について——中國中世の國家と共同體

第Ⅰ編 古代世界帝國の崩壊と五胡諸國家の興立

序章

第1章 南匈奴の自立およびその國家

一 劉淵の自立の史的背景（「晉爲無道、奴隸御我」の解釋、

南單于の權威失墜とその回復過程）

二 前趙・後趙政權の史的構造（問題考察の視點について、前

趙・後趙國家における匈奴的世界、皇帝權の二つの方向）

第2章 慕容國家における君權と部族制

一 慕容燕略史（鮮卑族の興起、慕容國家の胎動、慕容廆の建

國、慕容皝の遼東・遼西制霸、慕容儁の帝國建設、慕容暉

と前燕の滅亡・後燕の再興・後燕の瓦解）

二 慕容燕における皇帝權の特質

三 軍事體制をめぐる諸問題

第3章 五胡十六國史上における苻堅の位置

一 問題の所在

二 前秦國家の健全性

三 鮮卑優待の精神

四 統一事業と德治主義

五 前秦帝權の構造的矛盾

第Ⅱ編 北魏統一帝國の支配構造と貴族制社會

第1章 北魏の統一過程とその構造

一 部落連合から部落解散へ

二 華北の統一と州鎮制

三 北魏國家の諸段階と漢人貴族

四 門閥主義諸政策の推行

第2章 北魏官界における門閥主義と賢才主義

一 序言

二 孝文朝における二つの立場

三 北魏末期の門閥主義

四 結語

第3章 北魏末の内亂と城民

一 内亂における諸勢力

二 城民という概念について

三 北魏の軍事體制と城民

四 内亂の意義について

第Ⅲ編 北朝後期における新舊貴族制の抗爭

第1章 北朝後期の鄉兵集團

一 序言

二 郷兵結集の諸例

三 郷兵集團の構造

四 郷兵集團と門閥社會の變質

第2章 北齊政治史と漢人貴族

一 序言

二 高氏政權の成立と展開（高歡の制覇の諸契機、東魏政權の成立と内部抗争、魏齊革命の内情、文宣朝の勳貴抑壓、孝昭帝の復古政治、武成帝と恩倖、後主朝の黨争、北齊の滅亡）

三 漢人貴族の政治的現實（北齊政治の推進者、いわゆる勳貴について、漢人貴族中の新傾向）

第3章 五胡十六國・北周における天王の稱號

一 秦漢以後の王號と皇帝權

二 五胡諸國家における天王號の諸例

三 天王號と封建的政治體制

四 西魏Ⅱ北周の周禮主義と天王號

第4章 周末・隋初の政界と新舊貴族

一 周隋革命と門閥官僚

二 高頴と隋の政界（はじめに、開皇の治を代表する官僚グループ、高頴の新貴族的性格、高頴グループにおける新官人像、高頴の至公の立場）

あとがき

關係地圖（五胡十六國要圖・北魏要圖）

この緊密に一貫した構成をとる著作は、實は谷川道雄氏が昭和三

十年代から四四年頃にかけて名古屋大學文學部研究論集をはじめ史料・東洋史研究等々に發表された十二篇の論文を骨子としてまとめられたものである。著者の表現によると書名を「たとえば五胡北朝政治史とでもする方が適當であつたかも知れない」のに「あえてそうしなかつたのは、これらの研究を推進してきたわたくし自身の學問關心のあり方が強く自覺されるため」に外ならない。唐代史を對象に研究生活に入つた著者は、國家權力と民衆との對抗關係を基軸に据え、内亂に集約される民衆の動向に即して總合的な政治史の把握をめざし、武后時代（武后期末年より玄宗朝初年にいたる政争について）「東洋史研究第一四卷四號」・安史の亂の時期（「安史の亂」の性格について）「名大文學部論集八」・中唐藩鎮時代（「唐代の職田制とその克服」東洋史研究第一二卷五號）・唐末の叛亂期（「龐勛の亂について」名大文學部論集一一、「中國古代末期の農民闘争」歴研大會報告「歴史と現代」所收）と各時期にわたり新鮮な諸論文を次々と學界に送られてきた。戦後のわが東洋史學界における古代國家論の展開の中で、隋唐帝國の特質が寄生官僚論・律令國家論として「きわめて沒人間的に、單なる民衆支配の政策としてのみ理解される傾向」に對し著者は強い反發を覺え、歴史の主體となる人間存在の復權をめざして精力的に研究にとりくまれたのであつた。隋唐の統一性を交えたものこそ「自由民」の廣汎な存在とその體制化ではなかつたか」と著者は考える。そしてかかる「自由民」國家の形成過程を論理的にあとづけるべく時間的遡及を行ない、同時に隋唐帝國に比べてより原生的段階における國家と民衆の關わり方をつかみとらうと努められた成果がすなわち本書である。

かかる問題關心からまず著者によつて取上げられたのが、北魏末

北鎮の反亂とそこで浮かび上った城民の存在であった。從來孝文帝の漢化政策に對するセンビの反動として扱われ、軍制史の立場から研究されたにとどまるこの動亂を、隋唐帝國形成の前提となる契機として注目したのは著者獨自の面目を發揮したものであり、その展開になる本書の構想はまことにユニークといわねばならない。やがて五胡時代にまでさかのぼり他方隋代まで推移をたどって、政治史の一貫した歴史像がここに描き出された。本書の要約といつてよい通史的敘述がさいわい著者の手で發表されており（「拓跋國家の展開と貴族制の再編」岩波講座世界歴史5）、廣範圍に讀まれてゐるのは、この方面の政治過程の概述に見るべきものが少なかつただけに喜ばしい。以下本書の内容を紹介するにあたり、精選された用語でニアンスの豊富な著者の議論をいくらかでも傳へることは容易でないので、本書の論旨を知ろうとされる方は著者の右の文に目を通されるよう願つておく。

北鎮の亂を起點に北族と中國のかかりを追求してゆくと、まず四世紀初めの五胡時代の發端が本論のはじまりとなる。後漢以來、氐・羌兩族や羯・南匈奴人が漢人の官吏・豪民にこき使われ侮蔑され、石勒の前半生の例の如く飢饉に際し他人の奴隸に身を賣る外ない悲境に陥つてゐた。南匈奴の劉宣が一族の淵に決起を促した時の言「吾は無道を爲し、奴隸のごとく我を御す。（著者は内田吟風・唐長孺氏の讀みを訂し、奴隸を實體としてでなく比喻と解す）と訴える現實があつた。匈奴族が種族としての自立性を喪失せしめられ、全體が「奴隸」化され、匈奴貴族の特權喪失、匈奴民衆の奴婢・田客化という苦境から立上るべく、匈奴族の自主性回復の理念にもえた行動が起きたのだ。劉聰の整備した官制（314）において、大

單于が左右輔を配下に六夷合計二〇萬落を統率し、左右司隸が各二〇萬戸の漢人を支配するのと併置され、また王が自身大單于をかね、帝位に上ると皇帝に次ぐ地位の者が大單于となつた如く、胡漢の二重體制が顯著なこともその王朝の基本的志向のあらわれである。そして南匈奴・羯族の諸王朝では宗室諸王が兵權を分有してゐた爲、帝權は甚だ不安定を免かれず陰謀と殺戮の血なまぐさい歴史をくり返した。前・後趙では皇帝權強化の努力が後官の擴張や宦官・外戚勢力の増大と政治介入をもたらすに至つた。それに強く抵抗した陳元達らは自殺に追いやられ、胡・漢を通じて正論をもつて極諫し節に殉じた士は少なくない。帝權の公共性を擁護しようとするかれらの志向が、政權を私利的利權とする宦官らに壓倒された爲、王朝は破滅せざるを得なかつた。

匈奴系の諸朝に比しセンビ慕容部の諸朝は漢化が一段進む。慕容部は征服戰の過程で被征服部族を強制的に國都附近に移住させる徙民政策により國礎を培つた（この方策は北魏前期に典型的に展開される）。燕帝國になつてからは大單于の稱號をやめ、全く漢式の官僚機構に依存するようになる。幼帝を輔佐する同族の實力者に太宰・大司馬・錄尚書・行周公事が加えられたが、最高軍事指揮權を握る大司馬が最も重要な役割を果してゐた。慕容國家では勇將的資質と漢文化尊重が併存し、中國的官制の整備と王・皇帝を最高司令官とする慕容部戰鬪共同體の殘存が、注目すべき特性をなす。君主繼承權者がなお複数であつたらしく見えるのも部族制度の遺制が皇帝權に介入してゐた結果と解されよう。慕容國家では各地に駐屯する軍營が、州郡縣とは獨立に戰鬪員・文武官吏・商工業者・農民等を包括する自治體をなし（軍封）、これを率いる慕容部成員が帝權

に對し一種の不入權（インムニテート）をもつていたのではない。郡縣支配が十分に貫徹しえぬ狀況下に、軍隊が諸種の用に供する營戸を直接掌握する體制が作られ、兩者が相互補充的に國家を支えたのである。慕容燕朝も末期には可足渾太后および慕容評を頂點とする收賄政治や、他方で將軍たちによる營戸の私物化が進行し、崩壊を迎えた。

次に氏族の前秦は五胡政權中最強でほとんど華北の統一をとげたかに見え、王猛以下の官僚にリードされ帝權獨裁化への指向が顯著であつた。前・後趙の前燕では血縁の枠に止られた種族主義の存在が、皇帝權の私物化を防ぎ得なかつた根本原因であつたが、前秦の苻堅は自らこの枠を超え中國的な德治主義の立場に立ち帝權の公共性を確保しようとした。かれの徹底した道德主義、精神的態度は天下統一への志向の強さを示すものであるが、現實には種族という社會結合原理を超えることができず挫折した。すなわちセンビ族の優遇が破綻をもたらし、澠水の一戦に敗れて以後遂に滅亡を餘儀なくされる。

著者は五胡政權を通じて「宗室軍事封建制」とも呼べるような、權力中樞が血縁の枠に止られた性格を一貫して認めるとともに、君主がしばしば皇帝の代りに天王の稱號を用いたのも封建的割據の反映と解し、他方で例えば慕容部成員と營戸・州郡民三者の關係を、漢人豪族社會における宗族と部曲・郷人三者のあり方と對比し、兩者の構造に一定の共通性を見出す視角をも用意する。本書を通して自由の回復を求める北族の主體的動きを基軸に、趙↓燕↓秦と段階的に政權の構造に方向性をもった進化がみられ、國家が公共性を強めてゆくという構想が讀みとれる。

次にセンビ拓跋部の北魏についてその華北統一過程が概観される。從來の五胡政權と大いに異なるのは、まず部落を解散し、諸部落を一定地域に定住せしめ遷徙を許さず部落民を國家の直接支配下においたことである。その實施時期は魏書所傳の登國元年（386）ではなく道武帝の後燕平定と併行しているようが（386〜8）、實態はお明らかでない點が多い。いずれにせよ四世紀末道武帝は平城（代）に定都し、後燕慕容氏の舊地山東から民吏・諸夷・百工伎巧等數十萬を都に徙し國礎を固め、畿内・畿外を定め畿内に北族を對象とする特別行政區八國（八部）を設け八部大夫に管理させた。しかしこの二重體制は漸次縮小され、八部は明元帝の時六部に、さらに太武帝の時四部となりやがて消滅し州鎮の一元化的體制に移行した。太武帝はオロドスの夏（427）、遼西の北燕（436）、河西の北涼（439）を相ついで滅ぼし華北の統一をほぼ實現し、征服地からは大規模な徙民を行なつて代都およびそのまわりの畿内の充實をはかった。五世紀中葉獻文帝が山東方面を平定し、青齊の士望數百家を桑乾河畔に徙し平齊郡を立てた（483）のが、かかる徙民の最終例となつた。後燕の領域であつた河北から徙された豪族は多く前職よりいくらか低い官に登用される通例であり、その後夏や北涼の遺臣は經史に通じ文才のある者が崔浩らの推薦により登用されたにとどまり、概して好遇されなかつた。北魏は上・次・下三段階の客禮によりかれらを遇し、上客には田宅・奴婢などを支給した。獻文帝の山東徙民も、上客は代都で任官したが次客以下は平齊郡民として桑乾河方面に移住させられたものらしい。平齊郡民についてはこれを勞役や耕作従事者として重要な役割を果す隸屬民的身分の者と解す見解があるけれども、著者はそれに同意せず良民身分と認める。徙民

に伴う計口授田についても、曹魏の屯田制に類するとみる見解を批判して基本的に州郡支配の一環とみなす。華北の漢人豪族に對し太武帝は大々的に北魏政權への吸収を圖り、崔浩らは推舉に努めたが、國史事件（450）により崔浩一門をはじめ清河崔氏と姻戚關係にあった諸氏族まで族誅の對象となり、兩者の矛盾が顯在化するに至った。ついで過渡期をへて北魏體制の完成期を迎え、五世紀末文明太后を主導者として著名な均田・三長制等の施行をみる。著者はこの動きを、士大夫層の指導する華北鄉村社會の共同體的構造を國家權力にむすびつけて體制づけようとするものと解する。この體制は「異民族政權の古拙な性格が華北鄉村社會の質實さと共鳴しあう場所に構想された」。堀敏一氏が均田制を、豪族によって主宰される鄉村の共同體的機能を國家が代行する體制として理解するのに對し、著者は均田制を國家と豪族の對立關係において把えることに異議を唱え、むしろ鄉村指導者たる豪族（士大夫）のもつ日常的倫理の制度的表現と解すべきだと提案する。

かかる動向の上に孝文帝の漢化政策が展開する。これは北魏國家の種族主義的側面を止揚し、一個の普遍的國家に昇華せしめようとするものであり、具體的には洛陽に南遷して漢族傳統の門閥貴族制を採用し、言語・風俗・生活等をあげて漢風に同化せんとした。センビ・漢族を通じて姓族の段階付けを行ない、職員令以下選敘・考課に至るまで詳しく規定した官僚制を採用し、士庶を區別しさらに士人をも門閥に編成する方針が打出される。かように孝文帝が門閥主義を公言し門閥を基準とする選舉制を容認しようとしたのに對し、注目すべきは當時の漢人有力官僚李冲・韓顯宗らが賢才主義を主張し門閥主義否定の論を述べたことである。かれらは漢人豪族の

出身で父祖以來北魏王朝に仕え、王朝と運命を共にする立場にあった。韓顯宗は首都洛陽で四民の雜居する現狀を痛烈に批判し、士人と商工・賤民の異居を強調する如く、士庶の別を前提した上での賢才主義であつたが、李冲の推舉により寒門から政界に榮進せる李彪等が生れたのを見ると、かれらの賢才主義が一定の成果を収めたといえよう。宮崎市定氏がこの問題につき、孝文帝の門閥制擁護論も當時の實情に照せば止むを得ないもので、士庶の區別を強調する韓顯宗の立場もその基底において孝文帝のそれと一聯のものとして解されたのに對し、著者は士族内部の門地の高低を重視するか否定するかに重要な意義を認め反論を加えている。

洛陽遷都後は漢族・北族ともに仕官有資格者が漸増し、特に武功による出世の困難になった羽林・武賁等北族軍士の人事停滯の不滿が爆發したのに對處して、崔亮の停年格という年功序列制が採用された。崔亮の意識には門の外に才なしという門閥主義が根強く存したが、機械的年功昇進の制度は、門閥による貴族の人事に重大な抑制を加えると同時に、賢才登用の理念をも否定する結果をもたらし、やがて北鎮の動亂以後北魏が倒れ東西魏に分裂する中で、東魏の高歡は賢才主義を基本方針とし、西魏の宇文泰も有名な六條詔書に擢賢良の項をおき官吏登用に門地ではなく人材をとるべきを明確に打出した。かように孝文帝では一部の臣下の側から唱えられた賢才主義の主張が、ここでは主權者の側から積極的に鼓吹されるに至つたのである。ここに隋唐の科擧の理念につらなる志向を認めることができる。

ところで北魏國家は北鎮に起つた反亂を契機に解體してゆくが、この亂で露呈された諸矛盾は北族支配のキーポイントにかかわる。

センビ軍士は華北の要地に駐屯し鎮軍として支配の爪牙をなしていた。鎮は後には州と併存しさらに州に改められる場合が多かったが、柔然等と對峙する北邊の諸鎮は最後まで鎮のままでおかれた。

邊防の重任に當った鎮の軍士は本來光榮ある役目で、宗室を鎮將にいたゞき高門の子弟が多くこれに充てられ、仕官の道も開け免役の特權を與えられていた。徙民された漢人土族らが世襲的に鎮に配され軍士にあてられる者も多かったがいづれも良家の子弟であつた。ところが遷洛以降邊防はますます輕んぜられ、流罪人が鎮兵にあてられるようになり、舊來の軍士も鎮將らの聚斂にあひ收奪酷使されるだけで府戸として身分的に賤視されるに至り悲憤の境に沈んでいった。反亂の起る直前に李崇が鎮を州郡に改めかれらを州縣民なみに扱えと上申したがきき入れられなかった。正光五年(534)沃野鎮の破落汗拔陵が鎮將を殺して叛旗をひるがえし、勅勒(テールク)をもまきこむに及び、驚愕した朝廷は鎮民解放の詔を下し鎮を州に改め、州鎮の軍實に屬する者は犯罪により配流された者を除き、すべて解放して一般民と同じに扱うこととし、義勇軍を結成して關隴の反亂討伐に當らせようとしたが時すでに遅く反亂は全華北に擴大していった。すなわち西方の莫折念生・萬俟醜奴らがこれに呼應し、南下した諸軍は曲折をへて杜洛周・鮮于脩禮・葛榮に引きつがれ華北主要部を席捲して、黃巾の亂以後最大の民衆動亂となった。數年の内にこの亂は山西の契胡の酋長爾朱榮の手で收束され、やがて爾朱氏の配下の高歡(懷朔鎮出身)・宇文泰(武川鎮出身)らが軍閥政權を分立する形勢となる。かように北鎮の亂は、北魏國家の柱石たる戰士集團が中央政府の變質によって疎外されかれらの本來の權利すら無實化されたことへの怒りに發し、本來の體制への復歸を目指

す運動としておこされた。著者は北邊六鎮に最もするどくあらわれた右の矛盾が、實は華北の要地に廣く分布する州鎮の「城民」に共通の問題であつたことを明らかにした。城民は城内の人をいう普通名詞であるが、特に北族軍士と漢人豪族の子弟で軍務に充てられた者を主體とする諸州鎮の住民を指すと解され、かれらこそ一般州郡民(土民)と區別された所の北魏國家の軍事力の擔い手であつた。孝文帝時代に權臣李冲が、北涼の遺民で徙されて城民となつていた土族の子孫を同郷の關係から救済に努め任官させたことが特筆されて傳わるように、かれらは一般に世襲的に鎮に所屬させられ、鎮將・刺史に率いられた鎮軍・州軍を構成し、華北支配を實現する中核勢力をなしていた。南遷して變質した北魏朝を打倒し、東西魏以降の新政權を自らの代表としてうちたてたのは基本的にかれら城民の力であつた。

魏末の内亂時代に漢人諸豪族が組織した武力集團である鄉兵の果たした役割は、つとに濱口重國氏により西魏の府兵制の源流として注目された。菊池英夫氏は北朝の鄉兵を唐末五代の私兵等と對比して論じ、王朝が軍事的財政的弱體をカヴァーするため豪族の率いる鄉兵を公認し、流民安定・治安維持を圖つてそれを准國軍扱いし、それに應じて鄉兵統率者たる豪族層も王朝の寄生官僚化していったと見通した。

從來の兵制史の視角からなされた鄉兵の研究にあきたらぬ著者は、在地の秩序維持者である鄉兵統率者の立場を積極的に評價し、鄉兵集團に貴族制の危機を救おうとする鄉村の歴史的姿を見出す。望族の郷帥が果たした歴史的役割は、寄生的官僚となつて鄉村を離脱するというよりむしろ新たな結合様式によって鄉村を把握しなお

したことの方に求められよう。著者は論ずる。豪族が自ら財を散じ、率募した募兵集團は場合により義徒・義衆などとも呼ばれるが、三十餘例に及ぶケースを丹念に検討した著者は、當代の郷兵集團を構成する諸階層が門閥主義的身分秩序を否定する方向で相互に結び合っていたと認め、渤海の高乾配下の無頼の壯丁あがりの東方老が後に戦功で太守・刺史・都督に進み土族と肩を並べたような具體例を指摘する。動亂時代に募格により戦功ある兵士にしばしば授官された傾向とあわせて、賤民化の契機を一般にはらんでいた六朝の兵士にも解放を迎える時期がおとずれた。宇文泰政權による郷兵の國軍化(543)は、鎮兵と郷兵兩者の結合を象徵する劃期として右述の動向の中で理解されるべきものである。

かくして生まれた東魏・北齊政權の展開を北族・漢族の相關々係を軸に通觀した著者は、北族の政治的イニシアティブを高く評價する内田吟風・守屋美都雄氏らの見解と、他方で漢人貴族の優位を説く宮川尚志氏らの觀點を綜合してその實態に迫る。すなわち高歡の部下の武將を中心とする成上りの勳貴たちと、漢族出身の傳統的貴族層の兩者の對立が當代政治史の基軸をなしており、後者(代表楊愔)の支持を得て高洋(文宣帝)の北齊朝建設が實現した。文宣帝の死後一年餘の孝昭帝による勳貴勢力と結び返しがあつたものの、武成帝以降は恩倖の和士開らと漢人貴族祖珽らが帝權強化につとめて勳貴及びそれと提携する諸層を排除し、遂には名將斛律光を殺し恩倖勢力による漢人官僚誅滅事件などを経て北齊の滅亡を迎える。かように東魏・北齊政權がネガティブなコースをたどつたに對し、西魏・北周政權は虜姓再行に象徴されるセンピの部族共同體への擬制的復歸と、周禮の採用や六條詔書にみられる漢族の傳統との

融合を實現し新しい體制へのコースを切開いたのである。五胡政權では血縁のある宗室に閉鎖的に握られていた兵權が、北周では過半異姓の柱國が軍隊を統領した如く、舊來の血縁による秩序原理の克服が見られ、隋唐へのつながりがみとめられる。

周から隋への王朝交代は周知の如く、外戚楊堅が幼帝の死の直後權力を掌握して讓位を勝ちとる形で行なわれた。その際小御正下大夫劉防・内史上大夫鄭譯らが幼帝の遺詔を偽作した畫策が興つて力あつた。王言を掌る官であつたらしい劉・鄭らの一味は漢人名家の出身で周帝の寵臣であつたにかかわらず、隋受禪への道ならしの役割に任じた。そこに門閥貴族制の頹廢を著者は讀みとつている。隋初の政界では劉・鄭らのグループはその利己的處世の故に程なく權力の座から逐われ、新たに高頼に代表される新貴族官僚が開皇の治を築いてゆく。かれらは門閥的背景が稀薄で實務に長じ強い忠誠心をもつ官僚であつた。隋唐支配層の中核を形作る關隴集團(陳寅恪氏の用語)は大體において高頼らを包含し、教養士大夫たる點では舊來の門閥貴族と共通しながら、文武兼備・眞率勇敢・民衆と遊離せぬ生活感情等の新しい性格を示している。

以上本書を讀まれた方には無くもがなの蕪雜な紹介をしてきたが、生硬な原文引用を避け著者のことばでくまなく敘述されている本書は、日本の東洋史の研究書にはむしろ稀な通讀への配慮のゆき届いた本である。本來史學の本流であるべきなのにわが中國史學界では甚だ未熟な政治史に取組んだ一個の好範例として、本書の意義はまことに大きい上に、論をタイトルにもつこの專書はある意味で研究史上の總決算をなしている。隋唐朝の成立については一九四〇年代に公刊された陳寅恪氏の「唐代政治史述論稿」「隋唐制度淵源

略論稿」(共に近刊「陳寅恪先生論集」中央研究院歷史語言研究所特刊之三、臺北、一九七二所收)兩著が、今日に至るまで最大の影響を及ぼしており、帝室及び臣僚の種族的・地方的オリジンの解明ならびに隋唐朝のいない手關隴集團の指摘、隋唐國制の系統論いずれも我々の歴史像の要素として活かしていることは周知の通りである。近年の布目潮風氏の「隋唐史研究」のように上層官人の出自・經歷を追求する手法も陳氏の論を發展させ、政治史の理解をゆたかにしつつある。これに對し谷川氏の論には本質的な視角の轉換があるといえよう。陳氏が帝室・相將の系譜や王朝の支配制度をつきつめていったのに比し、本書では北方遊牧民の部族共同體と漢人豪族の鄉村共同體の相互關係を追求し、兩者の統一の契機を考える。著者の論が戰後西嶋定生・增淵龍夫・木村正雄氏らによって展開された(秦漢)中國古代國家成立論に觸發された側面を有する點は明らかである。しかし兩者は決して單純な類比を許さぬ異質な構造をもつように見える。本書を通觀すると、内藤虎次郎氏の講義「中國中古の文化」に始まり岡崎文夫氏の「魏晉南北朝通史」という古典的記念塔をへて、一方で「中國中世史の領域」をさぐる宇都宮清吉氏の史論と、他方宮川尚志・宮崎市定・川勝義雄氏らによる時代史把握の分業深化をたどってきたわが國の六朝史研究の流れが、ここに新たな展開を示すことに何人も感銘を覺えるであろう。著者の視角と方法の獨自性が際立っているだけに、中國中世史像に收斂してゆくその歴史敘述に及ぼす學問的地盤の傳統の強さを痛感する。六朝時代を中心とする中國中世に「自律性」という時代核を指定された宇都宮氏の立場と、民衆の自由の擴大、賤民から自由民へ、部族共同體と豪族指導下の鄉黨共同體の止揚の上に立つ新貴族主義の國家

共同體といったシェーマを描かれる本書の間には、人間の自由に價値の根源をおくという本質的な點で共通な志向が認められよう。さらに例え、苻堅が諫言をいれて寵愛者を放出し珠簾を撤去したことから、彼に強い自制心が働いていたとされ、又暴君として名高い北齊の文宣帝についてその酒亂・肆虐の行爲が即位後五年たつてから現れ、彼を諫めた常山王に對し「お前がわしの位置にあつたら、お前だって同じことだろう」と述べ懷した點などから、その兇暴は彼の熱情と眞摯さが關中征服のできぬために抑屈された結果と推測され、或いは隋初の高祖の至公の立場を強調される如き、支配者に對してすら人間の内面を重視しその動機に共感を失なわれない所に、顔之推に打込み彼の心のひだにまで肉薄される宇都宮氏の史風との類似がうかがわれる。かように本書の基底に岡崎・宇都宮氏の流れを感じる筆者は、同時に著者と中國中世史研究會の密接な關係にも注目せずにはいられない。谷川・川勝氏を圍んで十數年來着實に六朝隋唐史に取組んできたこの研究グループが、その共同の成果として「中國中世史研究」(一九七〇)を世に問うたことは周知の通りである。十名以上の同學が個別研究を深めつつ相互に交流してゆくうるわしい姿がそこに見られ、谷川氏の個性的な對象へのとりくみもこの會を濫過することにより一層洗練され又きびしいものとなっているとみて決して不當ではないであろう。こうした研究組織をはぐくんだことも著者の目に見えぬ功績であり、本書に對する繼承と批判がこの「中國中世史研究」に結集しているともいえるのである。そこでは個別研究を全構造的連關において追求する姿勢が全篇にみながっている點に、著者の學問の強い感化を見出すことができる。著者らの中國中世史論をめぐっては中國史の體系的把握をめざ

す多くの研究者により討議が續けられ、學界の問題關心の一焦點をなしてきたが、公式論ではなく複雑多様な政治史の過程にきりこみその脈絡に沿って論旨を築いてゆく著者の歴史家としての態度には學ばるべきものが多い。

最後に本書の提出する今後の課題の二三について考えてみよう。

白鳥庫吉氏の南北民族對立觀以來漢族と北族の關係が常に武力對峙・交易・戰爭・征服・同化といった力の次元で論ぜられてきたのに對し、著者が提出した部族共同體・鄉村共同體の關係論は全く新たな視野を開くものである。ただ北族部族員の自由な體制が本書の基調に主旋律として響きながら、その具體像はあまり説明されていない。センビ人の氏族の内部構造や氏族・部族・部落大人・拓跋皇帝の關係をどう理解し部族組織と國家の有機的關係をどう把握したらよいか、なお多くが今後の研究に残されている。テュルク以後と違ひ自身の残した文字資料を缺く北族の研究の困難はいうまでもないが、この分野の認識がたかまらなければ北族の自由はいつまでも論理的要請にとどまらざるを得ない。その點で内田吟風・船木勝馬氏らによる實證的研究や匈奴・突厥の國家構造を追求する護雅夫氏の方法などは貴重な榮養源である。又北朝におけるセンビの活動が例えば軍隊の號令がセンビ語でなされた如く、特に軍事面に根強く生きていて隋唐初にまで及ぶが、制度や生活のセンビ的側面の實相をほりおこしてゆくことも當代の胡漢融合の實情を知るに缺かせぬ作業となる。

次に漢人豪族については、著者はかれらの在地における主體的あ

り方を文化・精神史的領域にまでふみこんで追求し「北朝貴族の生活倫理」(中國中世史研究所收)などを發表されており、固有の政治史から對象を擴げてゆかれるようである。歴史の總合的把握を志向する著者には必然のあゆみであらう。しかし五胡北朝史の主要な研究の方向が兵制・役制・賤民身分制を中心とする濱口重國氏の業績をはじめ制度史に重點のおかれてきた情況からすると、それら制度史の研究者が本書の構想に對し夫々の立場から問題を出してゆくことがまず期待されるであらう。もっとも濱口氏の提出された隋の中央集權・君權強化と谷川氏の所論に架橋するだけでも容易ならぬ努力を要する。國制史と政治史の對話を促す機運を本書はもたらしてほしい。そして隋唐帝國形成史論にとり南朝のになう役割の檢討も今後の課題である。さらに人民の生産に即した下部構造論との總合がなお手をつけられずに残されている。

本書は著者の史觀が結晶した完成度の高い著作と見られ、敘べられた範圍で先行學說の吟味や史料の検討も周到であり、全體に誤植さえ殆ど留めない(例外として二六七頁一行の孝文帝は孝武帝、二七四頁四行の楊暹は楊愔)。特に行論が文學的表現に富み形而上的發想の加わる點で、一般の東洋史の本とは選を異にする。筆者はもとより五胡北朝史にくらひ上に理論的素養に乏しいので、本書の紹介に當るには甚だ不適任を免れぬ。當然論すべき著者の共同體論の理論的背景や國家論の位置付けなどに全くふれ得ないのは讀者に對しても相濟まぬ次第であるが、それらは然るべき方々により果されるのを待つ。

(池田 溫)